

# 田原市成年後見センターは 判断能力が低下した方の権利を守る 相談窓口です

田原市社会福祉協議会は、福祉の身近な相談機関であるとともに、高齢者、障害者の権利擁護を推進する機関として、2月に田原市成年後見センターを開設しました。

成年後見制度は、何らかの理由でご本人の判断能力が低下したとき、後見人等がご本人に代わって契約行為をしたり、本人のみで行った不利益な行為を取り消したりするなど、本人の権利を守り、支援する制度です。意思能力の不十分な認知症高齢者・障害者は、悪質商法などの被害者になりがちですが、成年後見制度の利用により、こうした被害を防ぐことができます。

制度に関することなど、わからないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

## 成年後見センターの機能

判断能力が不十分な高齢者や障害者の方々の権利を擁護する活動を行います。

成年後見制度等のご相談にのったり、申立手続きの支援及び家庭裁判所の選任により後見人となって支援します。

成年後見制度や権利擁護の普及・啓発を行います。

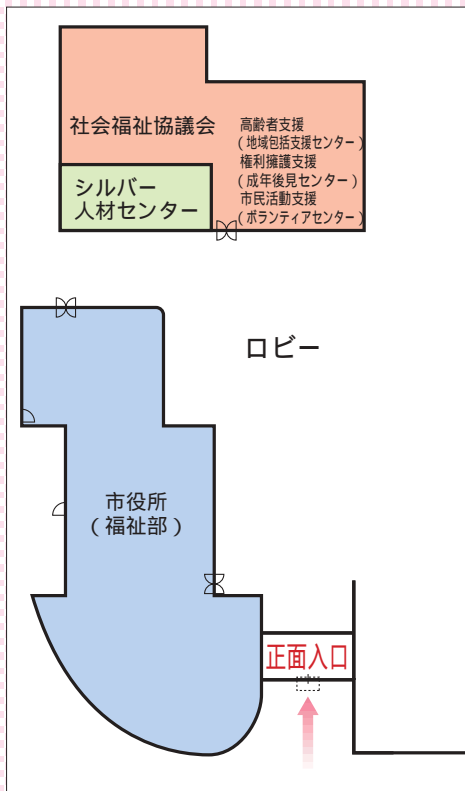
## 「田原市成年後見センター」

田原市社会福祉協議会総務課 担当 岩瀬  
〒441-3422 愛知県田原市赤石二丁目2番地  
田原市田原福祉センター内  
☎ 0531-23-0610  
Eメール kouken@tahara-shakyo.or.jp

## 平成20年3月31日(月)から

## 田原福祉センター1階の事務所の位置が変更になります

### 平成20年3月28日(金)まで



### 平成20年3月31日(月)から

